

賛助会員規則

(総則)

第1条 この規則は、一般財団法人口ンフロンティア機構（以下「当財団」という。）定款第59条の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、特号会員、1号会員、2号会員及び3号会員及び個人会員（一般会員・学生会員）からなる。

- 2 特号会員、1号会員及び2号会員は、別に定める出捐金を拠出する。
- 3 国内外法人と互恵のため相互会員となる場合は、互いの会費、出捐金は無償とする。

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、賛助会費を毎年度4月末日までに納入するものとする。

- 2 賛助会費の一事業年度における額は、別に定めるものとする。
- 3 賛助会員が退会した場合は、既納の賛助会費は返還しない。

(入退会)

第4条 賛助会員として入会しようとする場合は、当財団に入会を申し入れ、会長の承諾を受けなければならない。

- 2 賛助会員で退会しようとする場合は、当財団に退会届を提出するものとする。

(会員の特典)

第5条 特号会員は、当財団の事業運営に参画し、優先的に当財団の事業活動に参加するとともに、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。

- 2 1号会員は、優先的に当財団の事業活動に参加し、かつ、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 3 2号会員は、当財団の事業活動に参加し、かつ、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 4 3号会員は、当財団から情報及び資料の提供等の便益を受けることができる。
- 5 個人会員は、当財団から情報の提供等の便益を受けることができる。

(事業報告)

第6条 賛助会員は、当財団から毎事業年度、事業の概要についての報告を受けることができる。

(細則)

第7条 この規程に定めるものほか必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

- 1 この規則は、平成2年10月16日から適用する。
- 2 この改正規則は、平成9年7月1日から適用する。
- 3 平成10年4月1日 一部改定
- 4 平成11年4月1日 一部改定
- 5 平成12年4月1日 一部改定
- 6 平成13年4月1日 一部改定
- 7 平成14年4月1日 一部改定
- 8 平成15年4月1日 一部改定
- 9 平成17年4月1日 一部改定
- 10 財団法人石炭利用総合センターに納められた出捐金は、財団の出捐金として取り扱うものとする。
 - 11 平成23年12月1日 一部改定
 - 12 平成29年7月1日 一部改定
 - 13 令和3年4月1日 一部改定
 - 14 令和5年4月1日 一部改定
 - 15 令和7年12月1日 一部改定

(別表)

出捐金及び賛助会費

(1 口： 1 0 万円)

区分	出捐金	年会費
特号会員	3 0 口	3 0 口以上
1 号会員	3 0 口	1 0 口以上
2 号会員	5 口	5 口以上
3 号会員	----	2 口以上 ※

※当財団の目的に賛同し、当財団の事業に協力しようとする地方自治体及び高等教育機関は無償とする

個人会員会費

区分	年会費
一般会員	1 0 , 0 0 0 円
学生会員	5 , 0 0 0 円